

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32615

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780017

研究課題名(和文)EU情報通信法制の研究 独立行政機関の在り方を中心に

研究課題名(英文)Study of EU Telecommunication Law -Focusing on the Problems of Independent Government Organizations-

研究代表者

寺田 麻佑(TERADA, Mayu)

国際基督教大学・教養学部・准教授

研究者番号：00634049

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究により、日本にとって参考となるEUにおける情報通信に関する規制等関連組織の役割には様々なものがあり、特にBERECについては、柔軟な取り組みがなされていることが明らかとなった。また、日本においても情報通信分野に関する組織に様々な動きがみられ、たとえば情報の流通と個人情報との関係なども含めて、個人情報保護委員会が日本において設立された現在、欧州の組織のあり方は大変参考になるものであり、今後も検討を続けるべき課題があることも明らかとなった。情報通信分野における技術やサービスも含めた発展の速さに鑑みれば、政策形成や政策調整についても視野に入れて、柔軟な行政組織形態の変更を考える必要がある。

研究成果の概要(英文)：Research carried out as part of this project revealed that there are various roles of related regulatory organizations on information and telecommunication in the EU, which can be a reference to Japan. And it has become clear that flexible efforts are made especially on BEREC in the EU. At the same time, there are various moves regarding administrative organizations related to information and communication field in Japan. For example, now that the Personal Information Protection Commission was established in Japan in 2016 which deals with transmission of information as well as personal information, it is very helpful for us to think about the system and organization of EU, and it became clear that there still are issues to be discussed in the future. Given the speed of development including technology and services in the field of information and communication, we need to think about flexible form of administrative organization, with a view to policy formation and policy adjustment.

研究分野：社会科学・公法学

キーワード：行政組織 独立行政機関 情報通信法 放送法 ネットワーク EUテレコムポリシー 情報通信

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景として、情報通信分野において、EUの法律等によるEU構成国に対する法的義務付けの見直しの作業が進められつつあるという状況が存在していた。情報通信技術の国際標準化を含む作業は、EU構成国のみの問題ではなく、日本を含めた技術先進国において、精力的に推進されるべき重点課題として位置づけられる。

もっとも、単純に国際標準化といっても、この作業は、特に個々の固有の国の情報通信技術に関する具体的な法律の規定の見直しを中心に進められており、具体的な各国比較の作業は十分に行われないうまに進行している。

この点、我が国は技術標準化に関する国際機構の組織長を排出するなど、世界的な動向の流れを汲みつつ、独自の法制度の構築も目指しているところ、今後、より情報通信の特に技術規格の標準化に関しては、様々な国際的な規制・規格と絡み合い、複雑化していくものと考えられる。その際、EUの状況は、常に米国とともに世界の標準を規定するものであるから、非常に重要である。技術的にも高い水準にある各EU構成国をまとめるEUがどのように技術規格をまとめ、標準化を推進し、そこに行政機関がどのように関わっているかという比較的な視点が必要である。

なお、米国に関しては、科研費の研究事業として、平成24年度から「米国情報通信法制の研究」として、申請者によって継続的に研究がされてきた。

しかしながら、上記研究は、2年を単位とする研究事業として行われているものであって、継続的な研究ではないことに問題があった。かつ、研究対象領域が米国に限定された点において、通信のグローバル化、技術標準化の実質的な側面のある断面をみたものであった。したがって、上記研究は、基本的な米国の情報通信法制度の調査、我が国への規制機関の在り方に関する議論の紹介等の断片的な調査にとどまっていた部分があった。

そこで、我が国への示唆をより確実にバランスのとれたものとするには、EUも視野に入れた情報通信法規制の包括的な比較法研究が必要であることが認識された。

2. 研究の目的

現在、EUにおいては、テレコミュニケーション規制に関する組織改革が進められ、各EU構成国の規制権限をどの程度EUに委譲するかについての見直しの作業が、再度行われている。

本研究においては、我が国にとって参考となる、EU構成各国における情報通信関連の行政組織の役割とEUに権限委譲を行う技術的分野につき、EU構成国であるドイツ・

等におけるEU法の適用状況を具体的に検討し、日本の独立行政機関の在り方も含めて比較法的検討を行う。

特に、日本もその課題に直面する技術標準化の推進等につき、EUの法制度を参考に、情報通信関連法規・組織の見直しの要否も含め、包括的な比較法研究を行い、我が国への示唆を得る。

3. 研究の方法

(1) 情報通信のなかの放送と通信に関する規制について、ドイツにおける国と地方の役割分担、並びにEUとの関係を明らかにする。

(2) 通信・放送に関する技術標準化についても、同じくドイツにおけるそれぞれの国特有の国・地方の役割分担に注意を払いつつ、具体的な放送・通信規制の国・州・基礎的自治体間の役割分担の現状の把握を目指す。

(3) 各国の情報通信に関する規制機関については、ドイツにおける現状の解明を行う。ドイツについては、特に通信法は連邦法がかなりの規律密度をもって州の行政執行を規律しているため、日本との具体的な比較を行う。

(4) EUの情報通信規制の総合的な規制調整組織と各EU構成国の情報通信規制の役割分担の現状を各国について確認する。

(5) 我が国とEUの情報通信規制の国際標準化の在り方、通信規制の在り方につき、これまでの申請者が行ってきた米国情報通信法制の独立行政機関の在り方と日本の情報通信法制の比較検討も踏まえながら、現状を踏まえつつ問題点や今後の展望を把握する。

(6) ドイツのEU・IT法センターとも緊密に連携を取りつつ、日本において入手可能な文献による調査を行う。また、必要に応じ、EUのBEREC関連機関や研究機関を訪問調査し、共同研究会を実施する。

4. 研究成果

平成26年度

初年度の平成26年度においては、EU情報通信法に関する様々な議論を整理した。特にEUの情報通信関連法制度の中でもEUテレコムポリシーに関する調整機関であるBERECに関する欧州委員会・欧州議会での議論や今後の方向性について動向を研究し、検討を行った。

EU電気通信分野における独立行政機関に関する議論に関して、カッセル大学IT法研究センターのロスナーゲル教授を訪問し、意見交換を行うとともに、IT法センターの研究メンバーとも議論を行い、実際に欧州単一の電気通信規制庁を設置することには様々な問題点があることを確認した。さらに、次年度以降の研究協力体制についても確認した。

また、現在のBERECの代表者(スウェー

デン電気通信規制庁長官)をストックホルムに訪問し、BEREC の調整機関としての役割について確認するとともに、その独立性と EU テレコムポリシーへの影響力の大きさにつき、他のスウェーデン電気通信規制庁の行政官らとともに議論を行った(その成果は、既に「BEREC と EU 電気通信市場に対する法政策」として 2015-EIP-67 (1 7) に公表されている)。

さらに、日本法への示唆を得るため、日本における情報通信分野の独立規制機関に関する議論を検討した。特に、個人情報保護法と特定個人情報保護委員会に関して研究を進め、板倉陽一郎弁護士と公開講演会・研究会を開催したほか、検討会等における最新の議論の推移並びに今後検討すべき問題点に関する示唆を得るため、穴戸常寿教授と 2015 年 2 月 20 日に研究会を行った。様々な意見交換の結果、テレコム分野における規制標準化の問題は EU における最重要課題の一つであるため、テレコム規制庁といった EU 全体を統括する独立した規制機関の可能性が考えられているが、今後も各国の規制機関の調整を行う BEREC の大幅な変革は予定せず、各国規制機関は独自の規制を維持し、規制のハーモナイゼーションを BEREC を中心に行うことが重要であると認識されていることが確認できた。

平成 27 年度

平成 27 年度においては、先ず日本法に関して、特定個人情報保護委員会が個人情報保護委員会に改組されたこと等に関する法制度上の諸検討事項につき、研究発表を行い、考察を進めた。研究を進める際には、適宜、穴戸常寿東京大学大学院法学政治学研究科教授と意見交換を行ったほか、ヒアリングを実施した。また、放送法の分野を含めた独立監視機関等の検討にあたっては、鈴木秀美慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授と意見交換を行い、ヒアリングを実施した。情報通信分野における行政組織の在り方に関しては、平成 28 年 10 月 17 日に日本公法学会の公募セッションにおいて、報告(「情報通信分野における規制手法と行政組織」)を行い、様々な観点からの意見を聞き、研究を進めることができた。さらに、2016 年 1 月 19 日、1 月 21 日においては、ザグレブ大学法学部より情報通信法の研究者との共同で、国際基督教大学において、情報通信分野における行政組織の在り方に関する EU と日本の状況に関する国際研究会と公開講演を行うことができた(当該国際研究会(特に 1 月 21 日)は、横田明美千葉大学法政経学部准教授(行政法)、大西楠・テア駒澤大学法学部講師(ドイツ公法、憲法)や国際基督教大学やその他一般の学生、聴講者の参加を得て、英語にて活発に議論がなされた)。

平成 28 年度

最終年度にあたる平成 28 年度においては、研究の総括と成果の発表をできる限り国内外で行った。平成 28 年 6 月には、ベルリン・フンボルト大学において開かれた国際学会において本科研の成果を発表したほか、定期的に国内の学会において発表を続けた。また、本研究の総括のために、カッセル大学のアレクサンダー・ロスナーゲル教授を日本に招聘して行う国際研究会を平成 28 年の後半(11 月上旬)に予定していた通りに行うことができた。当該国際研究会においては、EU とドイツの情報通信法制に関する最新の状況について公開で話し合うとともに、今後、さらに研究等が活発になされるべき検討課題—監督機関の独立性のあり方等について議論を行うことができた。そのほか、平成 29 年 2 月にも、ザグレブ大学法学部の研究者とともに、BEREC に関する国際研究会を国際基督教大学において行った。これらの研究会等の開催にあたっては、適宜、研究協力者等と相談するなどして緊密な連携を取った。また、平成 27 年度に度公法学会において発表した研究内容を、論文として公法研究 78 号において公表したほか、平成 29 年 1 月には、本科研の研究成果を含めた単著『EU とドイツの情報通信法制 技術発展に即応した規制の展開』(勁草書房、2017 年)を出すことができた。

以上の検討からは、以下のことが明らかとなった。

変化の多い現代社会のなかでも、情報通信分野は特に大きな変化を経験しているため、技術の変化が著しく様々な展開がみられる情報通信分野においては、常に変化に対応しなければならぬ行政と行政組織の在り方を一層、考える必要がある。

そして、規制を担うのは、民間の自主規制組織・行政組織を含めた、広い意味での組織である。そのため、情報通信分野の技術と時代の変化に伴い、柔軟かつ実効性のある規制を構築しようとする場合には、規制を担う組織のあり方についても、柔軟な見直しと再構築が不可欠である。

特に、情報通信分野における技術やサービスも含めた発展の速さに鑑みれば、政策形成や政策調整についても視野に入れて、柔軟な行政組織形態の変更を考える必要がある。国家がどのような規制手法を採用していくのか、という問題は、行政がどのような場面でどのような組織的機構を作るのかという問題と不可分一体であるためである。

また、EU に権限委譲を行う技術的分野につき、EU 構成国であるドイツを中心とした EU 法の様々な適用状況や規制状況は、日本においても情報通信分野に係る組織に様々な動きがみられ、たとえば情報の流通と個人情報の関係なども含めて、個人情報保護委員会が日本において設立された現在、大

変参考になるものであり、今後も検討を続けるべき課題があることも明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 20 件)

寺田麻佑、ネットワーク中立性規制の現状と課題について EU における新規則と日本への示唆、Nextcom29号、査読無、2017、pp. 14 - 23

寺田麻佑・板倉陽一郎、EUにおけるオープン・インターネット政策とBERECの役割からみる日本への示唆、EIP-75(19)、査読無、2017、pp. 1-7頁

板倉陽一郎・寺田麻佑、官民データ活用推進基本法の制定と個人情報保護法制への影響、EIP-75(18)、査読無、2017、pp.1-7

寺田麻佑・板倉陽一郎、第三者機関としての個人情報保護委員会 - 機能と権限の現状と課題について -、EIP-74(7)、査読無、2016、pp.1-7

板倉陽一郎・寺田麻佑、個人情報保護委員会への権限移管後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護に関する考察、EIP-74(6)、査読無、2016、pp.1-7

寺田麻佑、情報通信分野における規制手法と行政組織、公法研究78号、査読有、2016、pp.258-267

寺田麻佑・板倉陽一郎、データ・ポータビリティの権利に関する法的諸問題 - 欧州における議論を踏まえて、信学技報116(71)、査読無、2016、pp.103-109

板倉陽一郎・寺田麻佑、平成27年個人情報保護法改正及び平成28年行政機関個人情報保護法等改正を踏まえた地方公共団体の責務についての考察、信学技報116(71)、査読無、2016、pp.95-101

寺田麻佑、航空法の改正：無人航空機(ドローン)に関する規制の整備、法学教室426号、査読無、2016、pp.47-53

寺田麻佑・板倉陽一郎、IoT(Internet of Things：モノのインターネット)と情報保護の在り方 EUにおける取り組みを参考に、EIP71(1) 査読無、2016、pp. 1-6

板倉陽一郎・寺田麻佑、番号利用法上の「特定個人情報の提供の制限」における主観面の問題、EIP71(2) 査読無、2016、pp.1-6

寺田麻佑・板倉陽一郎、改正個人情報保護法と災害 防災情報、医療情報の取扱いについて、EIP70(1) 査読無、2015、pp.1-7

板倉陽一郎・寺田麻佑、個人情報保護法上の「開示の求め」の請求権性に関する二つの判例集未登載裁判例の分析と改正個人情報保護法への影響 東京地判平成26年9月8日(平成26年(ワ)第4012号)及び東京

高判平成27年5月20日(平成26年(ネ)第5348号)、EIP70(2) 査読無、2015、pp.1-7

寺田麻佑・板倉陽一郎、特定個人情報保護委員会の機能と役割 各国における同種機関との比較を中心に、EIP69(14) 査読無、2015、pp.1-7

板倉陽一郎・寺田麻佑、クラウド・コンピューティングの利用と個人情報の取扱いの委託に関する考察、EIP69(1) 査読無、2015、pp.1-7

寺田麻佑・板倉陽一郎、行政委員会としての特定個人情報保護委員会 その法的位置付けと展望、信学技報115(57)、査読無、2015、pp.35-41

板倉陽一郎・寺田麻佑、個人情報保護法改正案及び民法(債権法)改正案の利用規約及びプライバシーポリシーにおける個人情報取扱条項への影響、信学技報115(57)、査読無、2015、pp.79-84

寺田麻佑、収用裁決の判断が損失補償に関する事項に限られている場合の名宛人が当該裁決の取消訴訟を提起することの可否、法学教室414巻別冊付録判例セレクト、査読無、2015、pp.10

寺田麻佑・板倉陽一郎、BERECとEU電気通信市場に対する法政策(EUテレコムポリシー)、EIP67(1) 査読無、2015、pp.1-7頁

板倉陽一郎・寺田麻佑、再考：個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権性、EIP67(2) 査読無、2015、pp.1-6

〔学会発表〕(計 26 件)

寺田麻佑・板倉陽一郎、EUにおけるオープン・インターネット政策とBERECの役割からみる日本への示唆、情報処理学会第75回EIP研究発表会、2017年2月17日、佛教大学二条キャンパス(京都府)

板倉陽一郎・寺田麻佑、官民データ活用推進基本法の制定と個人情報保護法制への影響、情報処理学会第75回EIP研究発表会、2017年2月17日、佛教大学二条キャンパス(京都府)

Mayu Terada, Electronic Communications Regulation in Japan, Comparative Administrative Law Study Group, January 19, 2017, Faculty of Law, University of Zagreb, Croatia

Mayu Terada, Administrative Law in Japan, Comparative Administrative Law Study Group, January 16, 2017, Faculty of Law, University of Zagreb, Croatia

寺田麻佑・板倉陽一郎、第三者機関としての個人情報保護委員会 - 機能と権限の現状と課題について -、情報処理学会第168回DPS・第21回SPT・第74回EIP合同研究発表会、2016年11月17日、長崎歴史文化博物館

(長崎県)

板倉陽一郎・寺田麻佐、個人情報保護委員会への権限移管後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護に関する考察、情報処理学会第168回DPS・第21回SPT・第74回EIP合同研究発表会、2016年11月17日、長崎歴史文化博物館(長崎県)

寺田麻佐、ドローンハイウェイに関する法的考察、情報ネットワーク法学会第16回研究大会、2016年11月13日、明治大学(東京都)

Mayu Terada, Borders, Network and Regulations - Functions of Regulatory Bodies in the Telecommunication Field in EU and Japan, International Society of Public Law(Icon-S) Annual Meeting 2016, June 18, 2016, Humboldt University Berlin, Germany

寺田麻佐・板倉陽一郎、データ・ポータビリティの権利に関する法的諸問題 欧州における議論を踏まえて、情報処理学会第72回EIP研究発表会、2016年6月3日、情報セキュリティ大学院大学(神奈川県)

板倉陽一郎・寺田麻佐、平成27年個人情報保護法改正及び平成28年行政機関個人情報保護法等改正を踏まえた地方公共団体の責務についての考察、情報処理学会第72回EIP研究発表会、2016年6月3日、情報セキュリティ大学院大学(神奈川県)

寺田麻佐、ドローンは日本で飛躍できるか? 行政法の観点からの諸問題、情報ネットワーク法学会特別講演会「ロボット法研究会」設立記念シンポジウム、2016年5月21日、慶應義塾大学(東京都)

寺田麻佐・板倉陽一郎、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)と情報保護の在り方 - EUにおける取り組みを参考に -、情報処理学会第71回EIP研究発表会、2016年2月19日、佛教大学二条キャンパス(京都府)

板倉陽一郎・寺田麻佐、番号利用法上の「特定個人情報の提供の制限」における主観面の問題、情報処理学会第71回EIP研究発表会、2016年2月19日、佛教大学二条キャンパス(京都府)

寺田麻佐、ドローンに関する法的規制の現状と課題 各国との比較を中心に、情報ネットワーク法学会第15回研究大会、2015年11月29日、北九州国際会議場(福岡県)

寺田麻佐・板倉陽一郎、改正個人情報保護法と災害 防災情報、医療情報の取扱いについて、情報処理学会第16回SPT・第70回EIP合同研究発表会、2015年11月20日、新潟大学(新潟県)

板倉陽一郎・寺田麻佐、個人情報保護法上の「開示の求め」の請求権性に関する二つの判例集未登載裁判例の分析と改正個人情報保護法への影響 東京地判平成26年9月8日(平成26年(ワ)第4012号)及び東京高判平成27年5月20日(平成26年(ネ)

第5348号)、情報処理学会第16回SPT・第70回EIP合同研究発表会、2015年11月20日、新潟大学(新潟県)

寺田麻佐、情報通信分野における規制手法と行政組織、日本公法学会第80回総会公募セッション、2015年10月17日、同志社大学(京都府)

寺田麻佐・板倉陽一郎、特定個人情報保護委員会の機能と役割 - 各国における同種機関との比較を中心に -、情報処理学会第164回DPS・第69回EIP合同研究発表会、2015年9月11日、倉敷市芸文館(岡山県)

板倉陽一郎・寺田麻佐、クラウド・コンピューティングの利用と個人情報の取扱いの委託に関する考察、情報処理学会第164回DPS・第69回EIP合同研究発表会、2015年9月10日、倉敷市芸文館(岡山県)

寺田麻佐・板倉陽一郎、行政委員会としての特定個人情報保護委員会 その法的位置付けと展望、情報処理学会第68回EIP研究発表会、2015年5月29日、情報セキュリティ大学院大学(神奈川県)

⑳ 板倉陽一郎・寺田麻佐、個人情報保護法改正案及び民法(債権法)改正案の利用規約及びプライバシーポリシーにおける個人情報取扱条項への影響、情報処理学会第68回EIP研究発表会、2015年5月29日、情報セキュリティ大学院大学(神奈川県)

㉑ 寺田麻佐・板倉陽一郎、BERECとEU電気通信市場に対する法政策(EUテレコムポリシー)、情報処理学会第67回EIP合同研究発表会、2015年2月28日、神戸学院大学ポートアイランドキャンパス(兵庫県)

㉒ 板倉陽一郎・寺田麻佐、再考:個人情報保護法における「開示等の求め」の裁判上の請求権性、情報処理学会第67回EIP合同研究発表会、2015年2月28日、神戸学院大学ポートアイランドキャンパス(兵庫県)

㉓ 寺田麻佐、行政法の国際化 EU情報通信行政の現状から「開かれた国家」を考える」国際行政法研究会、2014年12月20日、明治大学(東京都)

㉔ 寺田麻佐、EU電気通信市場統合とハーモナイゼーション 「BEREC」設立を行政法の観点から振り返る、EU戦略法務ワークショップ、2014年7月3日、慶應義塾大学(東京都)

㉕ 寺田麻佐、明石海峡航路北方の航路外で西に向かう甲船と東に向かう乙船が衝突した事故について、海技士である甲船の船長を戒告とした高等海難審判庁の判決が適法であるとされた事例、行政判例研究会、2014年6月20日、第一法規(東京都)

〔図書〕(計 1 件)

寺田麻佐、勁草書房、EUとドイツの情報通信法制の研究 - 技術発展に即応した規制と制度の展開、2017、pp.1-336

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

<http://teradamayu.web.fc2.com/kakenhi2014teradamayu.html>

6．研究組織

(1)研究代表者

寺田 麻佑 (TERADA, Mayu)

国際基督教大学・教養学部・准教授

研究者番号：00634049

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者

板倉 陽一郎 (ITAKURA, Yoichiro)

ひかり総合法律事務所・弁護士